

議案第13号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	使用料、手数料等の取扱い
使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一する。	

備 考		
使用料及び手数料の件数		平成16年4月1日現在
区 分	さいたま市	岩槻市
使 用 料	52件	16件
手 数 料	26件	6件
計	78件	22件
件数は、条例単位で集計したもの		

資 料

主な使用料と手数料

区 分	さいたま市	岩槻市
市民プール使用料	(1)さいたま市記念総合体育館 温水プール ア 一般・学生 1人2時間 400円 イ 児童・生徒 1人2時間 200円 (2)三橋総合公園屋内プール ア 一般 1人1回 420円 イ 児童・生徒 1人1回 210円	(1)岩槻市民温水プール(市内 料金) ア 一般 1人1回 400円 イ 65歳以上 1人1回 200円 ウ 児童、生徒又は幼児 1人1回 200円
印鑑登録に関する証明手数料	200円 / 1件	150円 / 1件
住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	200円 / 1件	150円 / 1件
住民基本台帳カードの交付、再交付又は有効期限内交付手数料	500円 / 1枚	500円 / 1件
納税証明書の交付手数料	200円 / 1枚	150円 / 1件
固定資産課税台帳(土地・家屋課税台帳兼名寄帳)の閲覧手数料	150円 / 1件	150円 / 1件
公図の写しの交付手数料	150円 / 1枚	150円 / 1枚
犬の登録手数料	3,000円 / 1頭	3,000円 / 1頭